

## スポーツ推進委員の概要等について

## 1 スポーツ推進委員の概要

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、住民スポーツの振興のため、スポーツ実技の指導、スポーツ事業の運営、地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整（コーディネーター）等の職務を行うために設置されているものです。

## 2 過去5年間のスポーツ推進委員の活動実績（平成27年～令和元年）

行事等名称		年間回数	平均参加者数 (15名中)
1	定例会議（令和3年度から年3回に変更）	11	8.4人
2	スポーツ推進委員研修会	1	6.3人
3	市主催スポーツ行事	1	12.6人
4	市スポーツ協会行事（守谷ハーフマラソン）	1	14.5人
5	自治会主催行事（みずき野健康フェスタ）	1	3.5人
市の参加要請に対する平均参加者数			9.0人

※コロナ禍になる前の実績で平均を算出

## 3 スポーツ推進委員にかかる過去の見直し経緯

平成3年

委員の定数を10名から15名に改正

（改正時の根拠目安：人口3,000人に対して1名）

平成13年

委員の年報酬を23,700円から24,400円に改正

（市制施行に併せて、審議委員等報酬の全体的な見直し）

平成26年

スポーツ基本法の施行に伴い委員の名称を「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へ変更